介護予防教室
健康はお口から！歯ッピーデンタル教室を開催します

噛む、飲み込む、話すといった口腔機能は口だけの機能ではなく、衰えると誤嚥性肺炎や発音不良、人や社会との関わりの減少を招いたりと全身の健康に影響があります。

今回の教室では、基本的な口腔機能や口腔ケアの知識だけではなく、実際に参加者に嚥下体験をしてもらい、自分のお口の状態を知ってもらう内容となっています。ぜひご参加ください。

日　程　7月19日（金）
時　間　午後1時30分～2時30分
場　所　中央公民館集会室

問地域包括支援センター（保健センター内）
☎292-5505

ハイキングのまちおごせ健康長寿プロジェクト×介護予防講座
「災害をみんなで考えよう」

～過去の災害を知りみんなで備える
災害時は薬剤師にご相談を～

いざという時、自分の健康を守るために、薬の備えについて考えてみませんか。

日　時　7月31日（水）午後1時30分～
場　所　越生町　中央公民館　集会室
講　師　埼玉医科大学病院
　　薬剤部　鈴木善樹　先生
持ち物　お薬手帳、筆記用具、マイレージカード
申込み　7月24日（水）までに保健センターにお申込みください。

問保健センター・地域包括支援センター
☎292-5505

町営住宅の入居者を募集しています

住宅名	上野第3住宅	上野第1住宅
所在地	越生町大字上野1115番地	
募集部屋	104・403号室	102号室
間取り	和室3室(6畳・6畳・4.5畳)台所	和室2室(6畳・6畳)、板の間(約3畳)台所
家　賃	12,900円～35,900円	

申込方法
まちづくり整備課窓口へ申込書を提出してください。
申込書はホームページ又は窓口に備え付けております。

その他
申込みは先着順となり、入居の申込みがあった住宅は、受付を終了します。
入居条件等につきましては、ホームページ又は下記問までお問合せください。

問まちづくり整備課　環境管理担当　☎内線153・156

ウメ・モモ・サクラを枯死させる特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」に注意してください!

クビアカツヤカミキリは海外から侵入し、生態系等に問題を引き起こすとして、特定外来生物に指定されました。

幼虫は、モモ、スモモ、ウメ、サクラ等の樹木の内部を激しく食い荒らし、大量のフラス（糞と木屑が混ざったもの）を排出します。

1本の木に複数の個体が侵入すると、枯死することがあります。

1．成虫は全体に光沢のある黒色で、首回り（胸部）の赤色が特徴です。
6月～8月上旬に現れ、樹皮の割れ目に産卵し、繁殖力が旺盛です。
2．早期発見・早期防除が重要です。
3．ウメ・モモ・サクラの樹でフラス（糞と木屑が混ざったもの）を発見した場合には、下記問い合わせ先までご連絡ください。

○クビアカツヤカミキリの詳細は、町のホームページをご覧ください。

○クビアカツヤカミキリ防除対策薬剤交付について

越生町の特産果樹である梅を特定外来生物に指定されているクビアカツヤカミキリの被害を防除することを目的として、薬剤を交付します。

内　容　交付対象者　町内に梅畑を所有する者又は町内の梅畑の権利を有する者
　　交付内容　アクセルフロアブル（500ml）（同一年度上限2本）
　　申請方法　申請書に必須事項を記入し、産業観光課窓口に提出してください。

ホームページQR

問産業観光課　梅担当　☎内線143・144

新しい国民健康保険被保険者証を送付します

現在お持ちの国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は、令和6年7月31日です。

7月中旬に、新しい保険証（70歳以上75歳未満の方は国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証）を世帯主の方へ郵送します。記載事項をご確認のうえ、令和6年8月1日からお使いください。

※69歳の方は、70歳の誕生日の翌月から（誕生日が1日の人はその月から）保険証が変わります。該当される方へは、改めて郵送いたします。

※有効期限が切れた保険証は町民課窓口にお持ちいただくか、細かく裁断して破棄してください。

【国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証について】

70歳以上75歳未満の方は、国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を郵送します。前年の世帯所得状況に応じた自己負担割合（2割または3割）が記載されています。

なお、令和6年8月1日から令和7年7月31日までの間に75歳になる方は、誕生日から後期高齢者医療制度に加入するため保険証が変わります。該当される方へは、改めて郵送いたします。

下表に該当する方は手続きが必要ですので、町民課窓口までお越しください。

手続きが必要な方	必要なもの
国民健康保険に加入のまま会社などの保険証をお持ちの方	①国民健康保険証 ②会社などから発行された保険証 ③本人（届出者）の確認ができるもの ④個人番号（マイナンバー）の確認ができるもの
会社などを辞め、他の健康保険にも国民健康保険にも加入されていない方	①会社などを辞めた日がわかる証明書 （退職証明書、離職票など） ②本人(届出者)の確認ができるもの ③個人番号（マイナンバー）の確認ができるもの
郵送により保険証を受取れなかった方	①本人(届出者)の確認ができるもの ②現在、お持ちの保険証

問町民課　国保年金担当　☎内線121・122・123

第74回　社会を明るくする運動

7月は、「社会を明るくする運動」～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間です。また、「再犯防止啓発月間」及び「青少年の非行・被害防止全国強調月間」ともなっています。

これは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

みなさんも、この機会に犯罪や非行をした人を、再び地域社会に受け入れ、望まない孤立や社会的孤立などの生きづらさという課題に我が事として関わるコミュニティの実現に向け、なにができるか考えてみませんか。

問健康福祉課　福祉担当　☎内線111・112

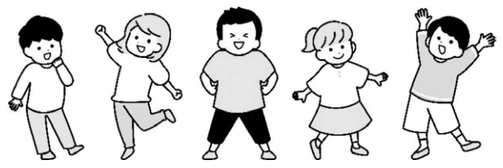

高齢者補聴器購入費助成事業のご案内

聴力の低下により日常生活に支障をきたしている高齢者のコミュニケーション能力の向上を図ることで、将来予測される認知症等の予防を図ることを目的として補聴器購入費用の一部を助成します。

対象者　※全てに該当する方が対象です
・越生町在住の65歳以上の方
・聴力障害の身体障害者手帳を所有していない方
・町税を滞納していない方
・越生町高齢者補聴器購入費助成金交付申請書（以下「申請書」という）の「医師の意見欄」に証明がされた方（3か月以内に作成されたものに限る。）

助成限度額・回数等
上限額40,000円・一人につき1回限り
・管理医療機器認証を取得した補聴器が対象です（それ以外のものは対象外）。
・修理費用、部品交換費用、付属品単体の調整費用等は対象外です。
・両耳2台も1回の扱いです。

申請の流れ
① 町（窓口・ホームページ）から申請書を受領
② 医療機関を受診し、申請書の「医師の意見欄（3か月以内に作成されたものに限る。）」に記入してもらう
③ 販売事業者から、「管理医療機器認証を取得した補聴器」を購入しメーカー及び型番も記載された領収書を受領
④ ②の申請書、③の領収書（原本）を持参して申請
⑤ 審査後、助成対象と認められた場合に助成金を交付

問健康福祉課　高齢者介護担当　☎内線115・116